

平成21年 No.8

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

制定理由

平成21年度から、すべての附属学校に主幹教諭を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 3 月 11 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を
改正する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月12日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第5号

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を
改正する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を
改正する規程（平成20年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、
左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程及び東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程の一部改正について

改正理由：平成21年度から、すべての附属学校に主幹教諭を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 附 則（平20程11） 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 2 第12条各号の職員のうち栄養教諭については、特別の事情のあるときは、当分の間、これを置かないことができる。 3 この規程施行の際、現に附属幼稚園竹早園舎の主事又は附属高等学校大泉校舎の主事である者は、改正後の第13条又は第14条の規定により就任したものとみなす。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 附 則（平20程11） 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 2 第12条各号の職員のうち<u>主幹教諭及び</u>栄養教諭については、特別の事情のあるときは、当分の間、これを置かないことができる。 3 この規程施行の際、現に附属幼稚園竹早園舎の主事又は附属高等学校大泉校舎の主事である者は、改正後の第13条又は第14条の規定により就任したものとみなす。